

関税法第 70 条の規定に基づく他法令確認に係る取扱いの特例について

平成 4 年 6 月 12 日蔵関第 574 号

改正 平成 6 年 6 月 28 日蔵関第 625 号

関税法（昭和 29 年法律 61 号。以下「法」という。）第 70 条（（証明又は確認））の規定に基づく他法令の許可、承認等の確認において、輸入手続関連省庁連絡会議において関係省庁で合意された輸入手続関連省庁間連絡ネットワークを利用して、植物防疫所、動物検疫所又は輸入食品監視を所管する検疫所（以下「検疫所等」という。）から植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等を行った旨がファクシミリ等により連絡された場合の取扱いを下記のとおり定め、平成 4 年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知されたい。

（制定趣旨）

輸入手続の一層の迅速化に資する見地から、輸入者等からの依頼に基づき、検疫所等が、植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等を行った旨を輸入手続関連省庁間連絡ネットワークを利用して税関官署にファクシミリ等により直接連絡することが関係省庁で合意されたことから、この検疫所等からのファクシミリ等による連絡に基づき法第 70 条の規定に基づく他法令の許可、承認等の確認を行うこととするものである。

記

1. 対象貨物

輸入（納税）申告（「予備審査制について」（平成 3 年 4 月 10 日蔵関第 261 号）に基づく予備申告を含む。）が行われている貨物

2. 検疫所等から連絡を受けた場合の処理

(1) ファクシミリにより連絡を受けた場合

検疫所等から後記 5 に基づきファクシミリにより送付された植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等を証する書類の写しを受理した課（部門）の職員は、当該書類を担当輸入申告受理部門に送付する。

(2) 電話により連絡を受けた場合

検疫所等から電話により連絡を受けた課（部門）の職員は、その内容を担当輸入申告受理部門に通知する。

3. 輸入申告受理部門における処理

(1) 前記 2 に基づく書類の送付又は通知を受けた給人申告受理部門の審査担当職員は、当該書類又は通知に基づき該当する予備申告又は輸入（納税）申告を特定し、法基本通達 70—3—1（他法令の許可、承認等の確認）の規定にかかわらず、当該書類又は通知により法第 70 条に基づく確認を行って差し支えないものとする。

(2) 輸入申告受理部門の審査担当職員は、予備申告が行われている場合で、検疫所等から植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等が行われた旨が輸入手続関連省庁間連絡ネットワークにより連絡された場合は、予備申告に係る貨物の輸入（納税）申告をさせることとなることから、輸入者（又は通関業者）に対し、検疫所等から植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等が行われた旨の連絡があったことを通知するものとする。

(3) 輸入申告受理部門の審査担当職員は、前記 2 の(2)に基づく通知を受けた場合は、審査終了に先立ち、連絡をしてきた検疫所等に対し電話により通知内容を確認するものとする。

4. 各法令に基づく許可、承認等を証する書類（正本）の提出

植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等を証する書類の正本は、輸入許可後、原則 3 日以内に担当輸入申告受理部門に提出させるものとする。

5. 検疫所等から税関官署への連絡体制

輸入手続関連省庁間連絡ネットワークを利用して行われる検疫所等から税関官署への植物防疫法、家畜伝染病予防法又は食品衛生法に基づく許可、承認等が行われた旨の連絡の詳細は、別に定めるところによる。